

第5章 障害者施策を推進するための方策

本市では、「仙台市障害者保健福祉計画」において、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感ぜられる共生の都をともにつくる」を基本目標に掲げて障害者施策を推進しています。

障害のある方々に対し、生涯に渡り切れ目のない総合的な支援を行っていくために、「仙台市障害福祉計画（第6期）」と「仙台市障害児福祉計画（第2期）」、「仙台市障害者保健福祉計画」の3計画を一体的に推進する必要があります。

基本目標の実現に向けて、障害のある方を取り巻く状況等を踏まえ、障害者施策を推進するために、以下のことに取り組みます。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

当面の対応として以下の取組を進めますが、新型コロナウイルスに限らず今後新しい感染症等が発生・流行するなど、大きな影響を及ぼす事態が起きた場合は、その教訓を踏まえて、適宜適切な対応に努めます。

(1) 情報保障*の確保と各種イベント・研修の実施

障害のある方に新型コロナウイルス感染症に関する情報が広く行き届くよう、関係機関と連携し、障害の種類や程度に応じた適切な情報保障の確保に努めます。

また、各種イベントや研修については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」を遵守しながら、着実な実施に努めます。

(2) 在宅で生活する障害のある方への支援と訪問系サービス提供の継続

障害のある方の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、一時的に在宅での生活が困難となった場合の受入体制を確保するとともに、訪問系サービスの提供が途絶えることのないよう、事業所への支援を進めます。

(3) 障害福祉サービス事業所等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続

障害福祉サービスを行う事業所や施設における感染症拡大防止を図るため、衛生用品の配布など衛生管理体制の強化を図るとともに、事業所等の職員に対し感染防止に必要な知識・技術の情報発信等を行います。

また、事業所等において感染者が発生した場合にも、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう、備蓄する衛生・防護用品の速やかな配付や事業所等の消毒等の支援を行うとともに、県が構築を進める法人の枠を超えた応援職員派遣体制の確保に協力していきます。

2 今後取り組むべき事項

(1) 障害理解・差別解消の促進

一層の障害理解の促進のため、障害のある方と接する機会の少ない市民や事業者等に対する啓発を強化するとともに、多様な広報方法を活用し効果的な周知啓発を進めます。また、障害者差別解消法の見直しに関する国の動向を注視しながら、差別相談への

対応を着実に進めます。

(2) 障害児相談支援体制の充実・強化

未就学児の発達相談を拡充し、発達に不安のある児童に対する支援の充実に努めます。また、アーチルと市内11カ所の児童発達支援センターが連携して、区保健福祉センター、地域の子育て支援機関、学校等の関係機関と支援方針を共有しながら、連携体制を強化するとともに、関係機関等に対する研修等人材育成に関する取組をさらに進めるなど、身近な地域で相談支援が受けられるよう相談支援体制の強化・拡充を図ります。

(3) 地域生活支援拠点・基幹相談支援センター等重層的な支援体制の拡充

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターにおいて、緊急時の支援や中長期的な予防的視点でのコーディネート及び相談支援事業所等に対するサポートを実施することで、地域の相談支援体制の充実に努めます。

(4) 重度の障害のある方に対する支援の充実

重症心身障害児者や医療的ケア児者・行動障害のある方等が、障害福祉サービスを円滑に利用しながら地域で生活を送ることができるよう、放課後等デイサービス事業所やグループホームへの受入促進等に向けた支援の充実に努めます。

(5) 就労と社会参加の充実

障害のある方が働く喜びや生きがいを感じることができるよう、一般就労や福祉的就労*への支援により、障害者就労支援体制の充実に努めます。

また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動を通じて、障害のある方が成果を発表する機会をつくるとともに、障害のある方とない方との交流の場を創出するため、ボランティアの育成等による障害者スポーツのすそ野の拡大や文化芸術活動の振興に取り組んでいきます。